（同）同　築田　真央
（水戸地方裁判所判事補兼水戸家庭裁判所判事補）同　高橋　静子
（宇都宮地方裁判所判事補兼宇都宮家庭裁判所判事補）同　原　健太
（甲府地方裁判所判事補兼甲府家庭裁判所判事補）同　竹内友紀子
（長野地方裁判所判事補兼長野家庭裁判所判事補）同　島田　旭
（新潟地方裁判所判事補兼新潟家庭裁判所判事補）同　福間　匠
（大阪地方裁判所判事補兼大阪家庭裁判所判事補）同　池内　雅美
（同）同　臼倉　尭史
（同）同　大畑　拓也
（同）同　金好　まや
（同）同　黒木　宏太
（同）同　髙津戸朱子
（同）同　豊澤　悠希
（同）同　中井　裕美
（同）同　狭間　巨勝
（同）同　藤本　敬太
（同）同　札本　智広
（同）同　山田　悠貴
（大阪家庭裁判所判事補兼大阪地方裁判所判事補）同　池内　継史
（京都地方裁判所判事補兼京都家庭裁判所判事補）同　髙津戸拓也
（同）同　渡邊　毅裕
（神戸地方裁判所判事補兼神戸家庭裁判所判事補）同　尾島祐太郎
（奈良地方裁判所判事補兼奈良家庭裁判所判事補）同　久野　雄平
（大津地方裁判所判事補兼大津家庭裁判所判事補）同　田中　浩司
（和歌山地方裁判所判事補兼和歌山家庭裁判所判事補）同　松本　幸奈
（名古屋地方裁判所判事補兼名古屋家庭裁判所判事補）同　木野村瑛美子
（同）同　金納　達昭
（同）同　中井　太朗
（津地方裁判所判事補兼津家庭裁判所判事補）同　中井　沙代
（岐阜地方裁判所判事補兼岐阜家庭裁判所判事補）同　松田　康孝
（金沢地方裁判所判事補兼金沢家庭裁判所判事補）同　太田　健介
（富山地方裁判所判事補兼富山家庭裁判所判事補）同　西ヶ谷　恵
（広島地方裁判所判事補兼広島家庭裁判所判事補）同　土山　雅史
（同）同　内藤　陽子
（岡山地方裁判所判事補）同　石井　孝明
（鳥取家庭裁判所判事補兼鳥取地方裁判所判事補）同　山崎　岳志
（松江地方裁判所判事補兼松江家庭裁判所判事補）同　小島　務
（福岡地方裁判所判事補兼福岡家庭裁判所判事補）同　清水　公一
（同）同　清水　淑江
（同）同　藤村　享司
（佐賀地方裁判所判事補兼佐賀家庭裁判所判事補）同　獅子野裕介
（長崎地方裁判所判事補兼長崎家庭裁判所判事補）同　白井　知志
（大分家庭裁判所判事補兼大分地方裁判所判事補）同　五味　亮一
（熊本地方裁判所判事補兼熊本家庭裁判所判事補）同　久保　晃司
（熊本地方裁判所判事補）同　瀧澤孝太郎
（鹿児島地方裁判所判事補兼鹿児島家庭裁判所判事補）同　岩見　貴博
（宮崎地方裁判所判事補兼宮崎家庭裁判所判事補）同　芹澤美知太郎
（仙台地方裁判所判事補兼仙台家庭裁判所判事補）同　尾田いずみ
（同）同　志田　智之
（福島地方裁判所判事補兼福島家庭裁判所判事補）同　島田壮一郎
（山形地方裁判所判事補兼山形家庭裁判所判事補）同　渡部　孝彦
（青森地方裁判所判事補兼青森家庭裁判所判事補）同　関　泰士
（札幌地方裁判所判事補兼札幌家庭裁判所判事補）同　岡　英美子
（同）同　貝阿彌　健
（函館地方裁判所判事補兼函館家庭裁判所判事補）同　天田　愛美
（旭川地方裁判所判事補兼旭川家庭裁判所判事補）同　鈴鹿　祥吾
（徳島地方裁判所判事補兼徳島家庭裁判所判事補）同　中原　隆文
（高知地方裁判所判事補兼高知家庭裁判所判事補）同　稲井　雄介
（松山地方裁判所判事補）同　河村　豪俊
簡易裁判所判事に兼ねて任命する（各通）（以上一月十六日）

海上保安庁

（四日市海上保安部長）海上保安官　渡邉　保範
第四管区海上保安本部警備救難部付に転任させる
四日市港長を免ずる
（第七管区海上保安本部警備救難部次長）同　小野　雄介
四日市海上保安部長に転任させる
二等海上保安監を命ずる
四日市港長を命ずる（以上一月十八日）

皇室事項

行啓

皇后陛下は、一月十六日午後二時十二分御出門、コカリナ二十周年記念コンサート「歓喜の歌」を御鑑賞のため、東京芸術劇場（豊島区）へ行啓、同四時三十六分還啓となった。

官庁報告

官庁事項

武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）第三条第三十九号の規定に基づき、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第二条第六号に規定する指定公共機関を公示する件（平成十六年九月十七日）の一部を次のように改正する指定をしたので公示する。

平成二十八年一月二十日　内閣総理大臣　安倍　晋三

第六十号を次のように改める。

六十　株式会社ソラシドエア

産業

日本工業規格

日本工業標準調査審議を経て、平成28年1月20日に下記の日本工業規格を制定及び改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成28年1月20日　経済産業大臣　林　幹雄

移動受信用地上基幹放送（99MHzを超え103.5MHz以下の周波数を使用して行い、東海・北陸広域圏（基幹放送普及計画（昭和63年郵政省告示第660号）第３の１（１）カにおける区域をいう。）を放送対象地域とするものに限る。以下同じ。）の業務の認定申請受付について

移動受信用地上基幹放送の業務の認定について、平成28年1月21日（木）午前8時30分から同年2月22日（月）午後5時15分までの間、東海総合通信局放送部放送課及び北陸総合通信局情報通信部放送課において申請の受付を行います。

なお、本件申請の対象セグメント領域及びセグメント数は、次のとおりです。

セグメント領域	セグメント数
3セグメント形式のOFDMフレーム	1／5、2／5、3／5、4／5、1、6／5、7／5、8／5、9／5、2、11／5、12／5、13／5、14／5又は3

注　申請者は、基準セグメント数（放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）第61条第３号に規定する基準セグメント数をいう。）を申請することを妨げない。

郵送による場合は、次の宛先に提出してください。

郵送先：〒461―8795　愛知県名古屋市東区白壁１丁目15番１　名古屋合同庁舎第３号館　東海総合通信局　放送部放送課（電話番号052―971―9148）又は〒920―8795　石川県金沢市広坂２丁目２番60号　金沢広坂合同庁舎　北陸総合通信局情報通信部放送課（電話番号076―233―4494）

詳細については、総務省情報流通行政局地上放送課（電話番号03―5253―5737）にお問い合わせください。

平成28年1月20日　総務省